

とやまアーティストマッチング事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、とやまアーティストマッチング事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県民が文化に触れる機会の拡充と県内芸術家の活動の場の拡大のため、補助対象者が、県によるマッチングを受け、芸術家を招へいして行う芸術文化活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの
- (2) 寄付や勧誘を主な目的とするもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのあるもの
- (5) その他、活動の内容が補助にふさわしくないと認められるもの

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、富山県内に在住又は活動の拠点を置く次に掲げる者とする。

- (1) 保育施設、学校、社会福祉施設、公民館、全県的な芸術文化団体等
- (2) 民間企業、個人グループ等

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

ただし、補助対象経費については、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 同一の経費について、国その他行政機関から補助金等の交付を受けているもの
- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) その他補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の事前手続き)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、とやまアーティストマッチング事業活動要望書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の活動要望書を提出した者は、規則第3条第1項の規定により、別に定める期限までに知事に補助金交付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
- (2) 収支予算書(様式第4号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から原則として30日以内に行う。知事は当該申請書類等の審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(補助事業の採択)

第8条 補助事業は予算の範囲内で採択するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る経費は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の報告)

第 13 条 補助事業者は、必要に応じ、知事に対して補助事業の遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、事業完了後 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第 7 号） 1 部
- (2) 収支決算書（様式第 8 号） 1 部
- (3) 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
- (4) その他必要と認められる書類

(額の確定)

第 15 条 知事は、実績報告の提出を受けた場合においては、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 16 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合は、補助金の概算払いをすることができるものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補

助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第4条第2項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。
- 3 知事は、補助事業者が、国や県等の他の補助金を併せて活用し、補助金の二重交付となる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第18条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 知事は、第1項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算金として徴収することができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

別表

補助対象者	1. 保育施設、学校、社会福祉施設、 公民館、全県的な芸術文化団体等	2. 民間企業、個人グループ等 (左記を除く)
補助対象経費	<p>(1) ・謝金 〔出演料、講師謝礼等。〕</p> <p>・旅費 〔招へいする芸術家の居住地又は勤務地から開催場所等までの旅費、宿泊・日当費等。〕</p> <hr/> <p>(2) ・使用料及び貸借料 〔会場費、楽器等のレンタル費用、 演奏する曲の著作権使用料等。〕</p> <p>・設営費及び舞台費 〔会場設営費、道具費、衣装費、 照明費、音響費、効果費、 道具運搬費、楽器運搬費等。〕</p> <p>・材料費等消耗品費 〔事業実施に当たり直接必要となる ものに限る。〕</p>	
補助率	10/10	1 回目採択時：1/2 2 回目採択時：1/4※ ※同年度内での申請
補助限度額	<p>(1) 1 活動につき 150 千円 (千円未満切捨)</p> <hr/> <p>(2) 1 活動につき 50 千円 (千円未満切捨)</p>	
備考	補助対象者 1 のうち、全県的な芸術文化団体による申請については、一般県民に開かれた事業に限り、(2) の補助を認めるものとする。	